

議案第26号

大田原市子育て支援券条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市子育て支援券条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市子育て支援券条例の一部を改正する条例

大田原市子育て支援券条例（平成19年条例第31号）の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。

- 3 平成28年3月31日以前に発行した子育てチケットの使用期限は、平成38年3月31日とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。